

横浜能楽堂

指定管理者選定評価委員会

審査報告書

平成28年9月

1 経緯

横浜市能楽堂（横浜能楽堂）（以下「横浜能楽堂」という。）は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、第3期指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間で予定しています。

横浜能楽堂は、能、狂言その他の「古典芸能」の専門施設として設置され、横浜市（以下「市」という。）の古典芸能分野における文化振興の拠点となることを求められています。

横浜市能楽堂条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、指定管理者には、施設の設置目的に応じた高い専門性が求められており、そのためには、演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、また、古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること、市と一体となって市の文化政策の実現を推進していくことが不可欠であることから、第2期指定管理期間と同様に、単独で提案者を指名し、指定管理者の選定を行うこととなりました。

横浜能楽堂第3期指定管理者選定における提案者は、第2期までと同様、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を単独指名しました。理由は、同団体は市の文化政策を実現するために設立された団体であり、市と一体となった施設運営が可能であること、また、演者団体との協力体制が築かれていることなどの専門的ノウハウを有していること、将来にわたって人材の確保や育成が必要であること等です。

指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定にあたっては、「横浜能楽堂の指定候補者の選定等に関する要綱」に基づき、選定の際の審査の公平性、透明性を確保しながら進めるため、条例により設置された「横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会」（以下「委員会」という。）において、選定要項や業務の基準、審査基準の確認を行うとともに、提案者から提出される提案書類について、選定要項及び業務の基準等との適合性や実行性を審査し、市長に対し審査結果の報告を行います。

このたび、本委員会では、提案者から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングを行い、審査が終了しましたので、審査結果を報告します。

2 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 委員

	氏 名	所 属 等
委員長	横 山 太 郎	跡見学園女子大学 准教授
委 員	芦 澤 美 智 子	横浜市立大学 国際総合科学部 准教授
委 員	足 立 文	株式会社日本経済研究所 社会インフラ本部 公共マネジメント部 公共マネジメント部長
委 員	猪 又 宏 治	国立劇場 制作部 伝統芸能課 課長

3 審査の経過

年 月 日	経 過 項 目
平成 28 年 6 月 7 日	●第 1 回 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 (傍聴者 0 名) 議題 1 委員長の選出 2 第 3 期選定要項等の確定等
平成 28 年 6 月 30 日	選定要項等の公開
平成 28 年 7 月 19 日	第一次提案書類の受付
平成 28 年 8 月 1 日	●第 2 回 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 (傍聴者 2 名) 議題 第 3 期指定管理者選定第一次審査
平成 28 年 8 月 4 日	第一次提案書類に関する指摘事項等の通知
平成 28 年 8 月 30 日	第二次提案書類の受付
平成 28 年 9 月 13 日	●第 3 回 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 (傍聴者 2 名) 議題 第 3 期指定管理者選定第二次審査

●は委員会

4 審査にあたっての考え方

委員会では、「横浜市能楽堂（横浜能楽堂）指定管理者選定要項」（以下「選定要項」という。）6(3)アにおいてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、提案者から提出された提案書類を審査しました。

第一次審査においては、公開ヒアリングを開催し、提案者への質疑を行い、第一次提案書類についての指摘事項等をまとめました。

第二次審査においては、第一次審査を踏まえ提案者から提出された第二次提案書類について、公開ヒアリングを開催し、提案者への質疑を行いました。審査にあたっては、応募書類により、選定要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。また、評価基準項目に従って、提案者の提出書類の審査を行いました。

※ 選定要項 6(3)ア 抜粋

6(3)ア 評価及び採点の基準

別紙 1 の「評価基準項目」のとおり

なお、審査を実施した最終結果が、次のア～ウの各項目のいずれかに該当した場合には、指定候補者として選定しません。

(ア) 委員の平均点が、最高点（200 点）の 60%（120 点）未満の場合

(イ) 各大項目（1～5）の小計において、当該項目の委員の平均点が、当該項目の最高点の 20%以下の項目が 1 以上ある場合

(ウ) 財務状況が著しく悪い場合

***評価基準項目**

審査における評価項目と配点は、以下のとおりです。

なお、配点は、施設の設置趣旨を理解し、「横浜市能楽堂（横浜能楽堂）指定管理者 業務の基準」を踏まえた提案を求めることに重点をおいて設定しています。

項 目		配点
1	指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	15
	(1) 市の文化政策等への見解 (2) 業務の基本的方針（ビジョン・ミッション含む）	
2	施設管理	30
	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理 (2) 小破修繕への取組 (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理等び防災に対する取組	
3	施設の運営	55
	(1) 能楽等の公演、稽古、創作その他の活動のための施設の提供 (2) 利用促進及びサービスの向上 (3) 組織的な施設運営の取組、職員の確保・職能、配置及び育成 (4) 個人情報保護・コンプライアンスの遵守・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	
4	文化事業	60
	(1) 能楽等の継承・振興・発展に向けた次世代育成、愛好者の拡大 (2) 能、狂言その他の古典芸能の振興・発展 (3) 能楽堂自体の魅力の発信 (4) 能楽等に関する地域等との連携事業 (5) 情報提供及び渉外、広報・プロモーション活動 (6) 館内展示及び収蔵品の管理の実施	
5	収支計画及び指定管理料	40
	(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え (2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力 (3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	
合 計		200

5 審査結果（得点）

得点（合計）
567点

※ 得点の内訳は別紙のとおり。

評価及び指摘事項

<p>指定管理業務実施にあたっての基本的な方針については、第1期・第2期の実績を踏まえ、安定感を重視し、堅調な運営を目指す姿勢が確認されました。</p>
--

<p>施設の管理・運営については、企画制作担当から職員1名を広報営業担当にシフトした上での固定配置により、観光 MICE との連携によるユニークメニューの受入等の営業活動に取り組むなどの提案がありました。一方、稼働率等の数値目標については、課題解決・業務効果という観点からは、十分なものとは言えず、全般的に上方修正を要するとの指摘がありました。また、目標の達成に向けては、従来の利用層から視野を広げた上での需要の発掘などが課題として指摘されました。</p>
--

<p>文化事業については、第1期・第2期で評価を得た公演を継続するなど、安定感のある提案でした。一方、能楽の継承・発展の上での課題である愛好者の拡大に向けて、若者世代やシニア層などをターゲットとした取組やマーケティングの必要性などが課題として指摘されました。また、券売率・参加者数などの数値目標についても、過年度実績を踏まえ全般的に上方修正が必要との意見がありました。</p>
--

<p>収支計画及び指定管理料については、外部資金を積極的に獲得した上で収支のバランスを図り、安定した経営を目指す姿勢や、横浜市芸術文化振興財団自身の資金による支援体制が評価されました。一方、事業収支については、委員会が従前から求めていた古典芸能施設の収支構造の考え方が明示されていないとの指摘がありました。また、計画時に収益の事業や投資の事業を差別化するなど、より強い財務体質を目指す上での工夫のあり方について意見がありました。</p>
--

7 総評

第2期指定管理期間の実績と課題、能楽堂の果たす役割を踏まえた上で検討された提案内容でしたが、第2期の実績の継承に基づく安定感や、課題へ取り組む姿勢は感じられる一方、第3期の期間を通じて実現すべきビジョンや目標、取組の具体性がやや不足していました。特に、各種の数値目標は、確実性を重視した堅調な設定でしたが、課題解決への実効性や意欲を示す上で、より踏み込んだ検討が必要だったと思います。

また、本委員会では、古典芸能施設としての適切な数値目標や収支構造のあり方に議論が及びました。能楽堂を巡る厳しい経営環境は理解するものの、市民の税金を指定管理料として用いて運営される市立文化施設として、説明合理性を高めることが重要です。指定管理料を用いて、いかに市民ニーズに応える高品質な経営を行うのか、その上で外部資金を積極的に獲得し、いかに安定経営と事業の質を両立させるのか、能楽堂としての戦略を明確に提示し、実行することを期待します。

古典芸能の愛好者人口の減少基調が続く中、現行の顧客層の確保・維持は当然必要なことですが、それだけでは館の経営は縮小均衡に陥りかねません。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、改めて日本人自身に伝統文化の魅力を再認識させつつある好機です。また、370万人という市の人口規模は、能楽のすそ野を広げるフィールドとして高いポテンシャルを有しています。こどもに加えて若者、シニア、オフィスワーカーなど、様々なセグメントを具体的に想定した上で、これまでに培ったノウハウも発揮しながら、能楽普及と施設利用促進に果敢に取り組む、市民に愛される能楽堂としての役割を発揮することを強く期待します。

今回の提案に基づく第三期指定管理の実行にあたっては、委員会が指摘したこれらの経営課題への対応を年次計画化し、具体的に取り組むことが重要です。運営の各段階で、市との協議に基づき、積極的な取組の精査・改善を期待します。また、委員会としても、各年度実績の評価において忌憚なく市及び指定管理者と議論することで、能楽堂の飛躍を支える一助となりたいと希望しています。

以上、単独指名により選定される指定管理者としての責務の重さに鑑み、委員会として厳しい総評を行いました。課題への果敢なチャレンジこそが責務と考え、全国の能楽堂はもとより他ジャンルも含む文化施設のトップランナーとして確固たる地位を築くことを、大いに期待しています。

別紙：横浜市能楽堂（横浜能楽堂）指定管理者選定評価委員会 審査結果（得点内訳）

提案者名：公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団

(単位:点)

項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針					
(1)市の文化政策等への見解	15	14	13	12	12
(2)業務の基本的方針（ビジョン・ミッション含む）					
2 施設管理					
(1)施設及び設備の維持保全	30	23	24	18	18
(2)小破修繕への取組					
(3)事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理等及び防災に対する取組					
3 施設の運営					
(1)能楽等の公演、稽古、創作その他の活動のための施設の提供	55	38	40	35	36
(2)利用促進及びサービスの向上					
(3)組織的な施設運営の取組、職員の確保・職能、配置及び育成					
(4)個人情報保護・コンプライアンスの遵守・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組					
4 文化事業					
(1)能楽等の継承・振興・発展に向けた次世代育成、愛好者の拡大	60	40	44	43	36
(2)能、狂言その他の古典芸能の振興・発展					
(3)能楽堂自体の魅力の発信					
(4)能楽等に関する地域等との連携事業					
(5)情報提供及び渉外、広報・プロモーション活動					
(6)館内展示及び収蔵品の管理の実施					
5 収支計画及び指定管理料					
(1)利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	40	28	31	31	31
(2)指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力					
(3)5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）					
合計	200	143	152	139	133
		567			